

# 指定地域密着型通所介護事業利用重要事項説明書

利用者に対する指定地域密着型通所介護サービス提供開始にあたり、指定地域密着型通所介護事業運営規程について当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

事業者の名称	特定非営利活動法人 たすけあい佐賀
法人所在地	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 2516 番地 1
法人種別	特定非営利活動法人
代表者氏名	吉村 香代子
電話番号	0952-23-6950

## 2. 事業所

名称	たすけあい佐賀てんゆうデイサービス
所在地	佐賀県佐賀市天祐 2 丁目 9 番 26 号
介護保険指定事業所番号	4 1 7 0 1 0 0 3 7 6
指定年月日	令和 3 年 1 月 1 日 (更新)
管理者氏名	村上 静香
電話番号	0952-41-1502
FAX 番号	0952-41-1503

## 3. 事業所で併せて実施する事業

事業の種類	佐賀県知事の事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
第一号通所事業	令和 3 年 1 月 1 日 (更新)	4 1 9 0 1 0 0 5 3 9	10 人

## 4. 事業の目的及び運営方針

- 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

## 5. 職員体制

(令和 4 年 9 月 1 日現在)

職員の職種	管理者	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
員数	1 名 (兼務)	7 名 (兼務)		8 名 (兼務)	

6. 営業日及び営業時間・利用申込窓口

営業日	毎週月曜日から日曜日
営業時間	午前9時から午後5時（営業時間の前後に連続して日常生活上の世話を行なった場合に、通算した時間が9時間以上の部分について1時間を限度に延長可能。）
利用申込窓口	当事業所 利用申込窓口担当 生活相談員 電話番号 0952-41-1502

7. 事業の実施地域

事業の実施地域	佐賀市（三瀬村、富士町を除く）
---------	-----------------

8. 定員

定員	10人
----	-----

9. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

- ① 相談及び援助
- ② 入浴サービス
- ③ 送迎サービス
- ④ 健康管理

(2) 介護保険給付外サービス

- ① 通常の事業の実施地域を越えて送迎に要する費用（1km毎50円）
- ② 通常要する時間を超えての介護であって、利用者の選定に係るものの実施に伴い必要とする費用（1時間毎300円）
- ③ 食事代（昼食500円）
- ④ おむつ代（実費）
- ⑤ その他介護の提供に当たって通常必要になる、日常生活上の便宜の提供に係る費用

10. 提供するサービスの利用単位、利用者負担額

（利用者負担割合 1割）

サービス内容	算定項目	単位数	利用者負担額
地域通所介護11	3時間以上 4時間未満	要介護 1	415 単位/回 415 円/回
地域通所介護12		要介護 2	476 単位/回 476 円/回
地域通所介護13		要介護 3	538 単位/回 538 円/回
地域通所介護14		要介護 4	598 単位/回 598 円/回
地域通所介護15		要介護 5	661 単位/回 661 円/回
地域通所介護21	4時間以上 5時間未満	要介護 1	435 単位/回 435 円/回
地域通所介護22		要介護 2	499 単位/回 499 円/回
地域通所介護23		要介護 3	564 単位/回 564 円/回
地域通所介護24		要介護 4	627 単位/回 627 円/回
地域通所介護25		要介護 5	693 単位/回 693 円/回
地域通所介護31	5時間以上 6時間未満	要介護 1	655 単位/回 655 円/回
地域通所介護32		要介護 2	773 単位/回 773 円/回
地域通所介護33		要介護 3	893 単位/回 893 円/回
地域通所介護34		要介護 4	1,010 単位/回 1,010 円/回
地域通所介護35		要介護 5	1,130 単位/回 1,130 円/回
地域通所介護41	6時間以上 7時間未満	要介護 1	676 単位/回 676 円/回
地域通所介護42		要介護 2	798 単位/回 798 円/回
地域通所介護43		要介護 3	922 単位/回 922 円/回
地域通所介護44		要介護 4	1,045 単位/回 1,045 円/回
地域通所介護45		要介護 5	1,168 単位/回 1,168 円/回
地域通所介護51	7時間以上 8時間未満	要介護 1	750 単位/回 750 円/回
地域通所介護52		要介護 2	887 単位/回 887 円/回

地域通所介護53		要介護 3	1,028 単位/回	1,028 円/回
地域通所介護54		要介護 4	1,168 単位/回	1,168 円/回
地域通所介護55		要介護 5	1,308 単位/回	1,308 円/回
地域通所介護61	8時間以上 9時間未満	要介護 1	780 単位/回	780 円/回
地域通所介護62		要介護 2	922 単位/回	922 円/回
地域通所介護63		要介護 3	1,068 単位/回	1,068 円/回
地域通所介護64		要介護 4	1,216 単位/回	1,216 円/回
地域通所介護65		要介護 5	1,360 単位/回	1,360 円/回
入浴介助加算	入浴介助加算(I)		40 単位/日	40 円/日
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(I) (注1)		22 単位/回	22 円/回
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 I (注2)		(1月につき + 所定単位×59/1000)	
	介護職員等ベースアップ等支援加算 (注3)		(1月につき + 所定単位×11/1000)	

(注1)、(注2)、(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(利用者負担割合 2割)

サービス内容	算定項目		単位数	利用者負担額	
地域通所介護11	地域密着型通所介護費	3時間以上 4時間未満	要介護 1	415 単位/回	830 円/回
地域通所介護12			要介護 2	476 単位/回	952 円/回
地域通所介護13			要介護 3	538 単位/回	1,076 円/回
地域通所介護14			要介護 4	598 単位/回	1,196 円/回
地域通所介護15			要介護 5	661 単位/回	1,322 円/回
地域通所介護21	4時間以上 5時間未満	要介護 1	435 単位/回	870 円/回	
地域通所介護22		要介護 2	499 単位/回	998 円/回	
地域通所介護23		要介護 3	564 単位/回	1,128 円/回	
地域通所介護24		要介護 4	627 単位/回	1,254 円/回	
地域通所介護25		要介護 5	693 単位/回	1,386 円/回	
地域通所介護31	5時間以上 6時間未満	要介護 1	655 単位/回	1,310 円/回	
地域通所介護32		要介護 2	773 単位/回	1,546 円/回	
地域通所介護33		要介護 3	893 単位/回	1,786 円/回	
地域通所介護34		要介護 4	1,010 単位/回	2,020 円/回	
地域通所介護35		要介護 5	1,130 単位/回	2,260 円/回	
地域通所介護41	6時間以上 7時間未満	要介護 1	676 単位/回	1,352 円/回	
地域通所介護42		要介護 2	798 単位/回	1,596 円/回	
地域通所介護43		要介護 3	922 単位/回	1,844 円/回	
地域通所介護44		要介護 4	1,045 単位/回	2,090 円/回	
地域通所介護45		要介護 5	1,168 単位/回	2,336 円/回	
地域通所介護51	7時間以上 8時間未満	要介護 1	750 単位/回	1,500 円/回	
地域通所介護52		要介護 2	887 単位/回	1,774 円/回	
地域通所介護53		要介護 3	1,028 単位/回	2,056 円/回	
地域通所介護54		要介護 4	1,168 単位/回	2,336 円/回	
地域通所介護55		要介護 5	1,308 単位/回	2,616 円/回	
地域通所介護61	8時間以上 9時間未満	要介護 1	780 単位/回	1,560 円/回	
地域通所介護62		要介護 2	922 単位/回	1,844 円/回	
地域通所介護63		要介護 3	1,068 単位/回	2,136 円/回	
地域通所介護64		要介護 4	1,216 単位/回	2,432 円/回	
地域通所介護65		要介護 5	1,360 単位/回	2,720 円/回	
入浴介助加算	入浴介助加算(I)		40 単位/日	80 円/日	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(I) (注1)		22 単位/回	44 円/回	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 I (注2)		(1月につき + 所定単位×59/1000)		
	介護職員等ベースアップ等支援加算 (注3)		(1月につき + 所定単位×11/1000)		

(注1)、(注2)、(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(利用者負担割合 3割)

サービス内容	算定項目		単位数	利用者負担額	
地域通所介護11	地域密着	3時間以上 4時間未満	要介護 1	415 単位/回	1,245 円/回
地域通所介護12			要介護 2	476 単位/回	1,428 円/回
地域通所介護13			要介護 3	538 単位/回	1,614 円/回
地域通所介護14			要介護 4	598 単位/回	1,794 円/回

地域通所介護15	4時間以上 5時間未満	要介護 5	661 単位/回	1,983 円/回
地域通所介護21		要介護 1	435 単位/回	1,305 円/回
地域通所介護22		要介護 2	499 単位/回	1,497 円/回
地域通所介護23		要介護 3	564 単位/回	1,692 円/回
地域通所介護24		要介護 4	627 単位/回	1,881 円/回
地域通所介護25	要介護 5	693 単位/回	2,079 円/回	
地域通所介護31	5時間以上 6時間未満	要介護 1	655 単位/回	1,965 円/回
地域通所介護32		要介護 2	773 単位/回	2,319 円/回
地域通所介護33		要介護 3	893 単位/回	2,679 円/回
地域通所介護34		要介護 4	1,010 単位/回	3,030 円/回
地域通所介護35		要介護 5	1,130 単位/回	3,390 円/回
地域通所介護41	6時間以上 7時間未満	要介護 1	676 単位/回	2,028 円/回
地域通所介護42		要介護 2	798 単位/回	2,394 円/回
地域通所介護43		要介護 3	922 単位/回	2,766 円/回
地域通所介護44		要介護 4	1,045 単位/回	3,135 円/回
地域通所介護45		要介護 5	1,168 単位/回	3,504 円/回
地域通所介護51	7時間以上 8時間未満	要介護 1	750 単位/回	2,250 円/回
地域通所介護52		要介護 2	887 単位/回	2,661 円/回
地域通所介護53		要介護 3	1,028 単位/回	3,084 円/回
地域通所介護54		要介護 4	1,168 単位/回	3,504 円/回
地域通所介護55		要介護 5	1,308 単位/回	3,924 円/回
地域通所介護61	8時間以上 9時間未満	要介護 1	780 単位/回	2,340 円/回
地域通所介護62		要介護 2	922 単位/回	2,766 円/回
地域通所介護63		要介護 3	1,068 単位/回	3,204 円/回
地域通所介護64		要介護 4	1,216 単位/回	3,648 円/回
地域通所介護65		要介護 5	1,360 単位/回	4,080 円/回
入浴介助加算	入浴介助加算(I)		40 単位/日	120 円/日
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(I)	(注1)	22 単位/回	66 円/回
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 I	(注2)	(1月につき +所定単位×59/1000)	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(注3)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

(注1)、(注2)、(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

#### 11. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 村上 静香
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。  
(3) 苦情解決体制を整備しています。  
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 12. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対し説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。  
(2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。  
(3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、すみやかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

14. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の過失による事故の場合は損害賠償は行いません。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保険の概要	対人・対物賠償

15. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。
サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

16. 協力医療機関

医療機関の名称	神野診療所
院長名	香月 彰夫
所在地	佐賀市神野東4丁目10番5号
電話番号	0952-31-1060
契約の概要	利用者に病状の急変が合った場合、診療を依頼

17. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

18. 苦情等申立先

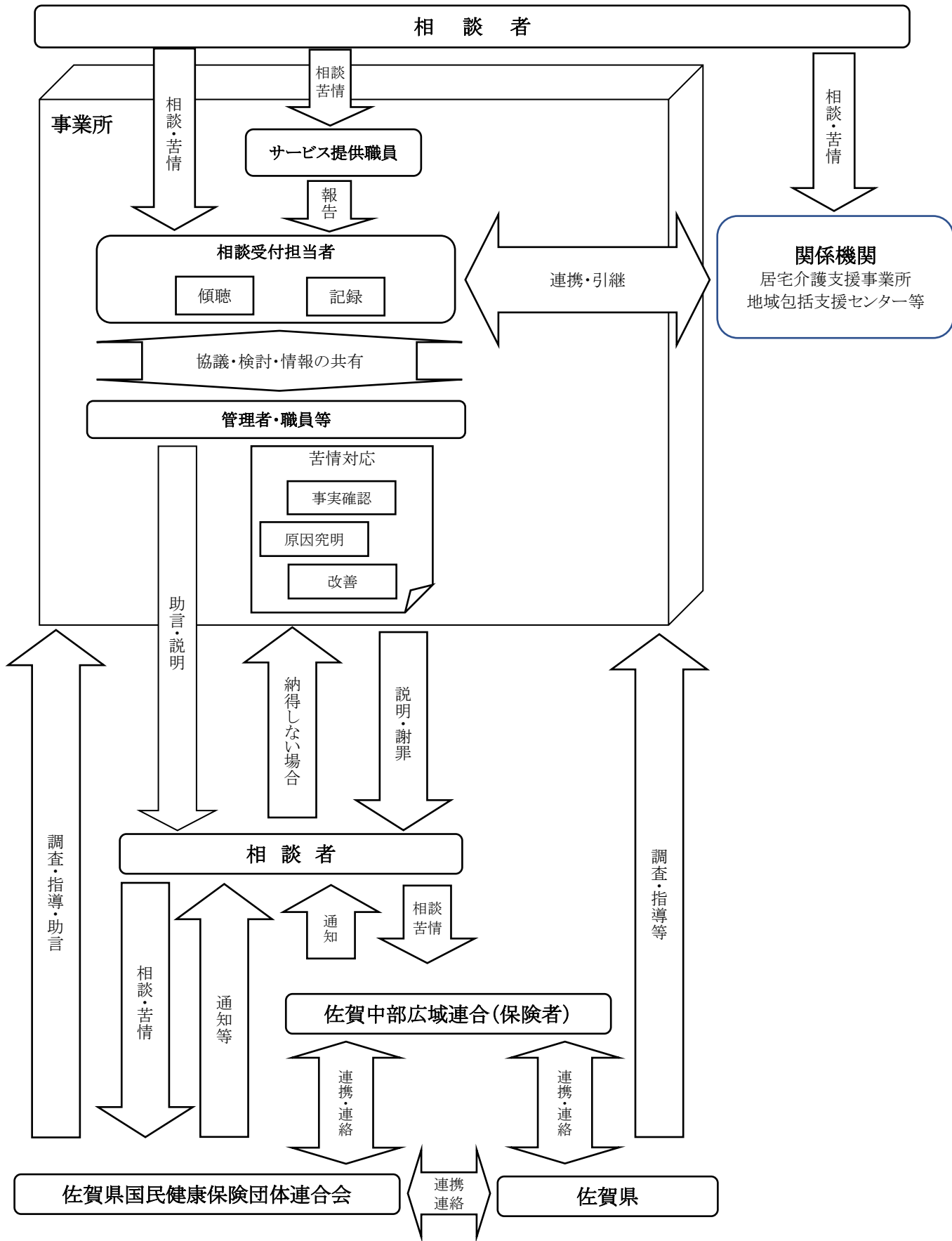
当事業所御利用相談室	窓口担当者 村上 静香 (窓口担当者不在時は、代理職員にて受け付けます。)
	受付時間 毎日 9:00～17:00
	ご利用方法 電話 0952-41-1502
	面接 相談室
	苦情箱 事業所内に設置

その他の苦情受付機関

佐賀中部広域連合	所在地 佐賀市白山2丁目1番12号
	電話 0952-40-1111
	Fax 0952-40-1165
	受付時間 8:30～17:00

佐賀県国民健康保険団体 連合会	所在地	佐賀市呉服元町7番28号
	電 話	0952-26-1477
	受付時間	8:30～17:00

# 事業所における苦情対応体制



# 指定地域密着型通所介護利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）と特定非営利活動法人たすけあい佐賀（以下「事業者」という。）は、利用者がたすけあい佐賀てんゆうデイサービス（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される地域密着型通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総 則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める地域密着型通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する地域密着型通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「地域密着型通所介護計画」という。）は、別紙に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヵ月間とします。契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

### 第3条（地域密着型通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って利用者の地域密着型通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、地域密着型通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、地域密着型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、地域密着型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、地域密着型通所介護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、地域密着型通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える地域密着型通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

### 第6条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合には、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。



## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。但し、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。認定を受けなかった場合や非該当の場合は全額自己負担となります。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者はおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします
- 4 利用者は、サービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

### 第8条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に出るよう努めるものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に対して提示して協議するものとします。

### 第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更へ同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務

### 第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービスの従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の医師、看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び利用者から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

### 第11条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、地域密着型通所介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 第四章 利用者の義務

### 第12条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第13条 (利用者の禁止行為)

利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

## 第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

### 第14条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第15条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第16条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第17条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 利用者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 18 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 2 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第 6 条第 3 項、第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - 二 利用者が入院した場合
  - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

#### 第 19 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第 20 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第 21 条（精算）

第 17 条第二号から第四号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

### 第七章 その他

#### 第 22 条（契約当事者の変更）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は利用者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

#### 第 23 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第 24 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者とは誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

私は、本書面に基づいて下記当施設職員から上記重要事項及び契約書の説明を受けたことを確認します。

説明者氏名 村上 静香 印

令和 年 月 日

利用者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。 私は、この契約書で確認する地域密着型通所介護サービスの利用を申し込みます。		
	住 所	〒	
	氏 名	印	
	電話番号		携帯電話

署名代行者	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意志を確認しました。		
	本人との関係		署名代行の理由
	住 所	〒	
	氏 名	印	
	電話番号		携帯電話

事業者	当事業者は、介護サービス事業者として利用者の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。		
	所在地	〒840-0861 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 2516 番地 1	
	名 称	特定非営利活動法人 たすけあい佐賀	
	代表者名	吉村 香代子 印	
	電話番号	0952-23-6950	FAX

## たすけあい佐賀の個人情報に関する方針

特定非営利活動法人たすけあい佐賀は、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスを提供することにより、健康で安心して暮らしていくことの出来るように、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とし、その上で当会が取り扱う適正な個人情報保護のため、以下の方針に基づき当会の役員及び従業員が一体となって、個人情報の適切な保護を行います。

### (個人情報の利用目的)

利用者が円滑なサービスを楽しむために必要な場合、当会が得た個人情報を、担当の介護支援専門員及び担当者会議に参加した各種サービス担当者に提供する事を目的とします。

### (個人情報取得・管理)

1. 特定非営利活動法人たすけあい佐賀は、個人情報の取得に際し、利用目的を特定するとともに、利用目的に従い必要な範囲で公正な手段により取得します。
2. 特定非営利活動法人たすけあい佐賀は、あらかじめ定めた利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な場合を除き、御本人又は御家族の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。
3. 特定非営利活動法人たすけあい佐賀は、個人情報の漏洩、紛失、不正アクセス及び改ざん等の防止に努め、必要な安全対策並びに予防措置を講じて、適切に個人情報の管理を行います。
4. 特定非営利活動法人たすけあい佐賀は、利用者から自身のサービス提供に関する諸記録の開示や個人情報等の照会の申し出があった場合は、速やかに対応させていただきます。
5. 特定非営利活動法人たすけあい佐賀は、役員及び従業員に対し、個人情報保護の取り組み及び管理が適切に実施されるように研修をおこない、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。また必要に応じ、規定の見直しを行い、継続的な改善や向上に努めます。
6. 特定非営利活動法人たすけあい佐賀は、個人情報保護に関する法令、主務官庁のガイドライン及びその他の規範を遵守します。

### 個人情報に関する問い合わせ及び苦情受付窓口

窓口担当者	村上 静香 (窓口担当者不在時は、代理職員にて受け付けます。)
受付時間	毎日 9:00～17:00
ご利用方法	電話 0952-41-1502 面接 相談室

## 個人情報利用同意書

私と特定非営利活動法人たすけあい佐賀との間の介護保険法に基づく契約書の秘密保持に関し、特定非営利活動法人たすけあい佐賀が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私及びその家族の個人情報などを、契約の有効期間内に用いることに同意します。

令和 年 月 日

**【利用者】**

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**【署名代行者】**

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

署名代行の理由 \_\_\_\_\_

**【家族及び身元引受人】**

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_